

第1回森林づくり指針専門会議における主な意見

【林業の再生に関する意見】

- 路網の開設は、林業生産性の向上のみでなく、森林を適切に管理する上でも必要である。地域の山全体を面として捉えて、総合的な視点での路網整備が重要である。
- 大面積皆伐が起こりうる可能性があり、これに対するセーフティネットが必要である。

【森林の管理等に関する意見】

- 森林所有者が自分から進んで所有意識をもてるような論理展開が必要である。「森林はみんなのもの」という概念の中に、所有者の意識もしっかり持つべきだということを加味してほしい。
- 所有形態や所有規模によって細かな施策を考えていくことが必要である。画一的な施策では、細かな対応が困難である。
- 里山での森林整備を実施しているが、整備後どのように管理していくのかを考える必要がある。
- 所有者に対する意識付けの面で、災害対策としての森林づくりといった論理展開も重要である。また、森林管理を進める上では、防災の視点から、道、森林、河川を一体的に見ていくことも必要である。
- 国産木材に対する利用圧力が高まっており、森林所有者に対しては、地上部分のマネジメントの観点からの働きかけが必要である。
- 林業生産に向かない森林の整備後の管理については、そこに人が生活して山村を維持していくこととセットで考える必要がある。
- 山村社会をどう維持していくかという視点を盛り込むことが必要である。山村管理という点での担い手の育成も必要である。
- 木材の販売においては、県内の山村に利益が還元されることを考える必要がある。地元の製材工場の減少を止める必要がある。

【指針改定の進め方について】

- パブリックコメントについては、より多くの人、特に女性や若い世代の人から多くの意見がいただけるよう工夫すべきである。

第2回森林づくり指針専門会議における主な意見

【全体について】

- 森林・林業の枠組みの検討は、地域が主体となって行うべき。
- 指針がどういった力を持っていけるのか、また、森林計画とはどのような関連性を持つものなのか等を明確にする必要がある。
- 10年後の姿、目標について具体的に示す必要がある。
- 現段階の資料では何をするのか漠然としすぎているため、具体的な方針を明示すべき。
- 専門的な用語でなく、一般の人にもわかる言葉での説明が必要。
- 「林業再生」という言葉は主に川上向け、業界向けのような印象があるため、川下や一般の消費者を意識した表現に変えるべき。
- 木材利用や地域づくりについては、林務部のみでなく、他部局との関連性も考慮すべき。
- これまでの反省点と指針の改正点を明確にすべき。

【めざす森林の姿と取組方向について】

- 地域からの自発的な提案によって森林づくりの計画や予算が組まれるような仕組みが必要。
- 耕作放棄地の森林の扱いについては慎重であるべき。
- 間伐だけでなく、主伐・皆伐について推進してもらいたい。
- 100年先のめざす森林の姿には、伝統産業に資する山づくりのような、長野県らしい視点も必要。
- 経済林であっても環境林の概念、環境林であっても経済林の概念は常に必要。
- 市町村において伐採届の制度が厳格に運用されるよう対策が必要。
- 溪畔林の育成を推進すべき。

【めざす林業の姿と取組方向について】

- 単純な低コスト化ではなく、それぞれの地域に合った、将来まで含めたトータルコストを検討した上での低コスト化を推進する必要がある。
- 消費者サイドの動向に基づいて取り組む必要がある。
- 伝統工法を守るための森林とコスト重視の森林は、分けて考えるべき。
- 林業の理想的なサイクルの実現のためには、主伐や再造林へのインセンティブを意識し、森林所有者のメリットを明確にする必要がある。
- 集約化や効率化とともに、個人でやる気のある森林所有者が生きる仕組みづくりも進めるべき。
- 木材利用は、大規模需要への対応のみではなく、いかに地元で利用し、地域の産業として循環できる仕組みを作るかを重要視すべき。
- しっかり手をかけられた資源が、きちんと評価される市場を意識的に作っていく必要がある。
- 切り捨て間伐対策として、規格外の木材を利用する産業を育てることも必要。

【めざす地域の姿と取組方向について】

- 地域住民が山に関心を持ち、山に足を運び、何らかの形で関わりを持つための誘導策が必要。
- 不在村所有者の山の管理や森林教育、ボランティア等の活用も含め、長期で団地的に管理ができるような仕組みづくりが必要。
- みんなで知恵を出し合って、多くの人を楽しみながら山に向くような仕組みを作ることが必要。
- 森林教育、木育をより強く進めていくような方針が必要。
- 野生鳥獣対策については、個体数調整の重点化等大きなメッセージを盛り込むことが必要。
- 耕作放棄地の森林は、しっかり伐採して野生鳥獣対策の緩衝帯として維持していくべき。
- 森林所有者に対するメリットとして、森林の固定資産税の減免のような誘導策も必要。

【その他】

- 数多くある林業関係団体の合理化が図れないか。

森林づくり指針の改定について地域会議で出された主な意見

(平成22年6月分 4地域における地域会議の結果から)

【全般について】

- 林業だけで森林を支えるには、依然として厳しい経済状況にあるという現状認識が必要。
- 森林づくりに対して寄せられた多くの県民の意見や考えについて、その内容を公表してほしい。
- 100年先を考えれば、子供たちに何らかの形で、山への関わりを持たせることが必要。
- 山へ行く人が減ってしまったので、何とか山へ行く人が増えるような仕組みが必要。
- 指針の策定にあたっては、できるだけ若い人の意見を取り入れることが必要。

【森林整備について】

- 森林に関心を持ってもらうため、身近な屋敷林等から整備を進め、段階的に山の方に向かっていくというのも一つの切り口。
- 森林整備を希望しない森林所有者を明確にし、それ以外をまとめて整備していくような制度が必要。
- 一斉造林地の手遅れ林分に有用広葉樹が入ってきて混交林に変遷したような森林は、再び一斉林に戻すような施業を行わないよう注意が必要。
- 木材生産のできる所では木材生産を、奥地では災害防止や獣のことも視野に入れ、有用広葉樹を残すなどの施策が必要。

【林業再生について】

- 水を使う企業が林業に関われるような施策が必要。
- 県産材を利用した住宅建築への補助金について、補助要件を緩和するなどの対応が必要。
- 10年、100年先を見据えた森林づくりは大切であるが、特に、管理していく担い手の育成が重要。

【地域づくりについて】

- 山で生活できるプログラムを盛り込むことが必要。
- 森林づくりは、地域コミュニティの再生から考えていくことが必要。

森林づくり指針の改定に向けてのパブリックコメントの結果について

1 募集期間

平成22年3月16日(火)から平成22年4月16日(金)まで

2 提出件数

32件 (意見提出者 11名)

内訳

項 目	件 数
(Ⅰ)森林づくり指針の改定の必要性等について	7
(Ⅱ)森林・林業の現状と課題等について	
森林の整備について	9
林業の振興について	9
県産材の利用について	3
森林の管理・活用について	4
小 計	25
合 計	32

3 いただいた御意見の内容と県の考え方

(Ⅰ)森林づくり指針の改定の必要性等について		7件
番号	御意見の内容	県の考え方
1	森林づくり指針の改定の必要性をわかりやすく説明することが重要である。	森林づくり指針の改定の必要性や情勢変化の認識、新たな指針の性格等については、いただいた御意見を参考にさらに検討を進め、よりわかりやすく示せるようにしてまいりたいと考えております。
2	現行の森林づくり指針から変更しなくてよい点も多くあるため、これまでの実績を検証して指針を見直す必要がある。	
3	近年木材自給率が向上しているが、絶対量はほとんど変わっていない。用途別の自給率、量の実態から、政策目標を掲げることが必要である。	
4	排出量取引・カーボンオフセットが地域の森林整備にどう結び付くのかを明確にし、それに向けての戦略を示すことが必要である。	
5	雇用情勢の劇的な変化と林業の分野における雇用問題への対応にも触れておくことが必要である。	
6	信州の森林づくりアクションプランの改定の必要性について言及しておくことが必要である。	
7	森林づくり県民税の今後の展開へ向けての方向性を示しておくことが必要である。	

(Ⅱ)森林・林業の現状と課題等について【森林の整備について】		9件
番号	御意見の内容	県の考え方
1	施業地の団地化を進め固定化するとともに、森林整備は木材の搬出を前提に行うことが必要である。	いただいた御意見を参考に、森林づくりの方向性を検討・整理し、示せるようにしてまいりたいと考えております。また、これらについて、一般の方々へのわかりやすいPRにも努めてまいります。
2	自然の力を最大限に活用する森林づくりの考え方を取り入れることも重要である。	
3	現行の森林づくり指針では、針広混交林化について記載されているが、本数割合で30%の間伐では複層林化は困難である。材積割合で30%以上とする必要がある。	
4	森林造成事業の補助要件である間伐率「概ね30%以上」は、条件等によって高率すぎることもあるため、「概ね20%以上」に改める必要がある。	
5	森林づくり県民税による里山整備について、景観保全上必要な箇所においては、搬出間伐まで助成することが必要である。	
6	保安林の間伐(本数調整伐)も搬出を前提に実施することが必要である。	
7	作業道開設等が増加することは良いことであるが、事業量の見通しの関係等から、計画の大幅な変更が心配である。	
8	一般の人の「荒廃している森林」のイメージが様々である。間伐後に灌木が生い茂った森林が「荒廃している」と捉えられることもあることから、正しい知識を普及することが必要である。	
9	森林・林業の実態・実情を多くの人にわかりやすくPRすることが必要である。	

(Ⅱ)森林・林業の現状と課題等について【林業の振興について】		9件
番号	御意見の内容	県の考え方
1	切捨間伐から利用間伐への転換、再造林技術の開発等、森林資源の活用を中心とした林業の再生に重点を置いた施策が必要である。	林業の再生、森林組合や事業体の役割の明確化、人材育成や林業経営者支援等、いただいた御意見を参考に具体的な方策を検討してまいります。
2	森林組合は、森林づくりの計画(集約化)から実行(生産・販売)までを、一連の事業として効率的に取り組むことができる組織であり、こうした森林組合の役割について、より明確な位置づけをすることが必要である。	
3	現行の森林づくり指針では、森林組合、林業事業体、NPOのそれぞれに期待する役割が記述されているが、再度現状を認識した上で検討する必要がある。	
4	森林に対する県民の期待として「林業技術者の育成」をあげる人が多いことに注目し、そこからの課題を考察する必要がある。	
5	技術力・やる気のある担い手を育成することが必要である。	
6	新規林業就労者の雇用を促進するためには、技術者養成に係る事業主の負担を軽減させるための研修制度が必要である。	
7	林業の専門家を育成するだけでなく、特用林産や木材利用等、多様な知識・経験を持った人を育成することが必要である。	
8	森林づくりへの異業種からの新規参入等に対しては、技術レベルの向上・確保に配慮するとともに、労働安全対策をしっかり指導することが必要である。 また、森林路網整備に関しては、建設業の連携・参入を積極的に図るべきである。	
9	大規模で効率的な林業だけでなく、意欲ある小規模林業経営者も重視することが必要である。	

(Ⅱ)森林・林業の現状と課題等について【県産材の利用について】		3件
番号	御意見の内容	県の考え方
1	県産材を建築用材やバイオマス燃料として積極的に利用し、それを産業として成り立たせることが必要である。	地域の林業を再生するためには、県産材の需要を拡大することが不可欠であり、御意見を参考に具体的な方策を検討してまいります。
2	県産材の自立した需給体制確立に向け努力させるような施策誘導が必要である。また、県外への流通支援も重要視する必要がある。	
3	低コストで搬出し、材はすべて利用するような体制づくりが必要である。新たな利用方法の研究開発や製品開発、バイオマスエネルギーを利用した特区の創設等が必要である。	

(Ⅱ)森林・林業の現状と課題等について【森林の管理・活用について】 4件

番号	御意見の内容	県の考え方
1	適切な森林管理に向けて、森林所有者の責務をPRするとともに、責務の法制化を国に働きかける必要がある。	適切な森林管理に向けた対策を講じることは重要な課題の1つとして認識しております。また、それらを支える山村地域の振興や、山村地域における交流活動、森林環境教育等についても、いただいた御意見を参考に、具体的な方策について検討してまいります。
2	森林の売買等により顔の見えない不在村の森林所有者が増加する恐れがあるため、林地売買に係る法制度の見直し等が必要である。	
3	県外との上下流交流による森林づくりに加え、足もとの県内の都市部住民と山間部住民の交流も必要である。	
4	学校における森林教育への支援、学校林の現況調査、学校林設置の義務付け等が必要である。	

現行の「森林づくり指針」(H17.6.10策定)の概要 ～ コモンズから始まる、信州森林ルネッサンス ～

森林づくりの基本理念

県土の8割を占める森林は、さまざまな役割を果たしており、持続的な発展が可能な社会にとって欠くことができない社会全体の共通の財産です。

このため、それぞれの地域の特性を生かしながら、県民の理解と主体的な参加の下に、長野県の森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させていくことを基本理念とします。

森林づくりの基本方針

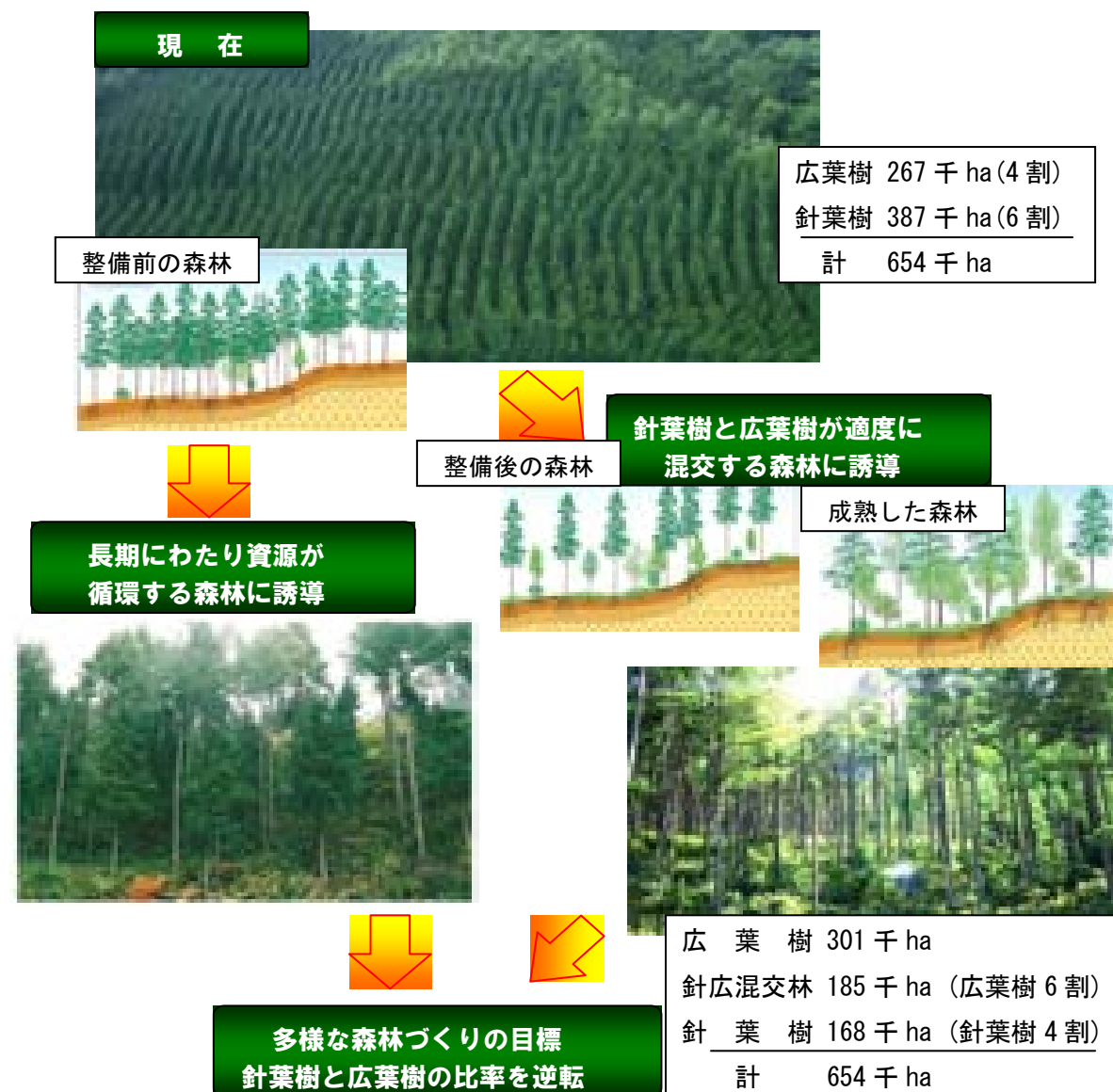
基本理念に基づき、次の3つの柱を基本方針にして森林づくりに取り組みます。

- ・森林の多面的な機能が十分に発揮できるよう、森林の整備・保全を行います。
- ・長野県の森林から生産された木材(県産材)を有効に利用します。
- ・森林資源や森林空間をさまざまな方向から多面的に利用し、活用します。

めざす森林の姿

◆ 針葉樹林、広葉樹林、針広混交林がバランス良く配置された多様性のある森林をめざします。

50年後には広葉樹林と針葉樹林の面積割合を6:4に転換



めざす森林社会

◆ 森林と人との新たな絆を創造する森林社会の実現をめざします。

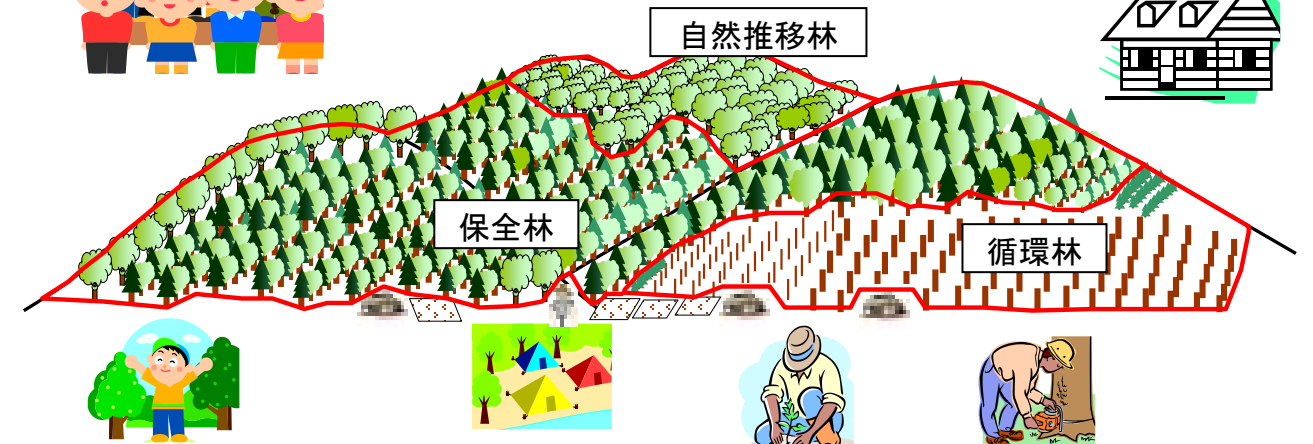
● 森林と人との新たな絆を創造

地域の人たちが主体的に参加する中で、森林が適切に維持・管理され、豊かな水、美しい景観、多種類の林産物など、様々な恵みがもたらされています。



● 信州の木の利用が、森林と人との新たな絆を創造

木が暮らしの中で活かされ、地域のエネルギーが山村地域の森林から供給されています。森林づくりは、森林の整備と信州の木の利用がひとつの環でつながる資源循環型の新しい形に発展しています。



森林の資源や空間を利活用した新たな産業が生まれ、自律的な活動を実践する地域から、山村地域に活力が満ちています。



● 森林関連産業が、森林と人との新たな絆を創造

森林づくりの進め方

◆ コモンズから始まる森林づくり

これからの森林づくりに当たっては、地域の人々、さらには地域の人々と思いを同じくする人々を含め、地域の森林をどのようにしていくのかを、所有や受益といったお互いの立場を超えて理解し、話し合い、未来志向の開かれた新しい絆「コモンズ」により、地域の森林を守り育てていくことが期待されます。

森林への理解

多くの人に森林への理解を深めてもらうため、県民にわかりやすい情報発信、普及啓発活動を展開します。



県民の主体的な参加による森林づくり

地域の人々やボランティア、NPOなど森林づくりに関心を持つ人々によるコモンズの自律的な活動を支援します。



◆ 森林と人との関わり方に基づく森林づくり

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、必要最低限の人的関与をすべき範囲や方法を示すフォレストミニマムの考え方にに基づき、森林づくりを展開します。

森林と人との関わり方によって

「循環林」：人の力で仕立てる森林

「保全林」：人の力と自然力を活用して仕立てる森林

「自然推移林」：自然力を最大限活用して仕立てる森林

の3つの方法により、県民の主体的な参加による森林づくりを進めます

仕立てる森林	最低限必要な人の関わり方（フォレストミニマム）
循環林	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な木材等の生産を目標とし自然環境に配慮しながら維持・管理します。 ● 高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。
保全林	<ul style="list-style-type: none"> ● 公益的機能の持続的発揮を主な目標として、維持管理します。 ● 水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林は、その機能を高める整備を行います。 ● 生活環境の保全等の公益的機能の高い森林は、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。 ● いずれも、強度の間伐など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。
自然推移林	<ul style="list-style-type: none"> ● 奥地または林内路網から遠距離(500m以上)に位置し、今後の持続的な整備が困難な森林には、原則として手を加えず自然力を最大限活用して管理していきます。

「森直し」4興し運動 人興し 森興し 木興し 村興し

◆ 施策の展開

「森直し」のため、2015年（平成27年度）を目標に、人興し、森興し、木興し、村興しの4興し運動を展開します。

人興し

～ だれでも参加できるみどりの commons の創造 ～



森林と人との関わる
仕組みづくり



林業従事者数(年間)
3,021人→3,700人

森林づくりに参加
する人材の確保



commonsによる緑の回廊づくり

- 森林と人との関わる仕組みづくり
 - ①みどりのcommonsをサポートする体制づくり
 - ②森林所有者による適正な森林管理の促進
 - ③森林環境教育・生涯学習の推進
 - ④県外住民、企業等の森林づくりへの参加、協力
- 森林づくりに参加する人材の確保
 - ①森林づくりに参加する広範な人材の確保
 - ②高度な技術・技能をもつ人材の育成
 - ③力強い森林組合・林業事業者等の育成
- commonsによる緑の回廊づくり
 - ①市街地のみどりづくり
 - ②里山のみどりづくり

森興し

～ 安心・安全を守る森林づくり ～

多様な森林づくり

保安林配備率
30%→50%

間伐が必要な面積
12年間(H16～H27) 251,400ha
間伐計画面積
5年間(H16～H20) 86,000ha

高性能林業機械
75台→180台
間伐材の搬出(年間)
2,900ha→6,000ha
林内路網の密度
17.8m/ha→19.1m/ha

森林づくりや木材搬出等の基盤整備



多様な生物が共生する環境づくり

- 多様な森林づくり
 - ①公益的機能を発揮する森林づくり
 - ②循環利用が可能な森林づくり
 - ③里山の豊かな森林づくり
 - ④流域で企画・立案し、実行する森林づくり
- 森林づくりや木材搬出等の基盤整備
 - ①計画的な路網整備
 - ②機械化林業の促進
- 多様な生物が共生する環境づくり
 - ①動植物の生息環境の保全
 - ②野生鳥獣との共存の里づくり

木興し

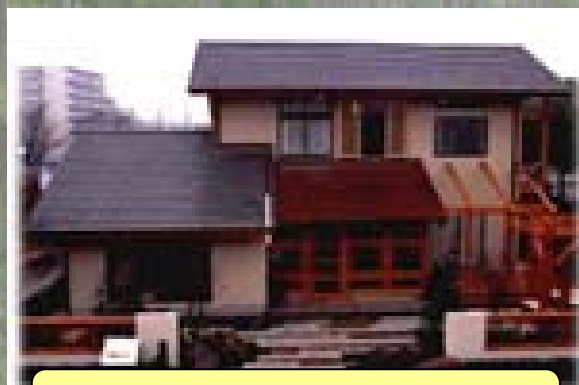
～ 信州ウッディライフ社会の創造 ～

木の香る空間づくり



木質バイオマスエネルギー

信州の木を50%以上使用する木造住宅（年間）
130戸→1,000戸



信州の木でつくる木造住宅

- 信州の木の利用促進
 - ①木の香る空間づくりの推進
 - ②信州の木でつくる木造住宅の普及
 - ③木質バイオマスエネルギー利用の促進
 - ④暮らしの中での様々な利用
- 信州の木の生産・供給システムづくり
 - ①消費者の信頼の確保
 - ②地域ネットワークシステムの構築
 - ③新たな商品開発と販路開拓

村興し

～ 森林関連産業の創造 ～

森林関連産業の育成



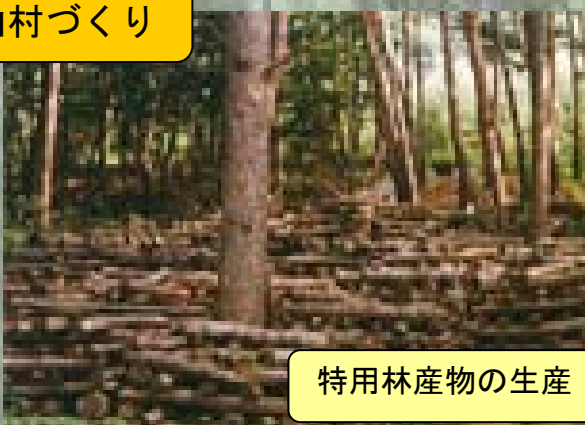
森林の癒し機能



活力ある山村づくり



地域の人材活用



特用林産物の生産

- 活力ある山村づくり
 - ①地域の特色ある森林関連産業の創造
 - ②森林関連産業に携わる技能を有する人材の育成
 - ③特用林産物等の生産振興